

南山城保育園複合遊具設置工事プロポーザル募集要項

1 工事の目的

園児たち自らが、楽しみ、学び、考えるとともに、コミュニケーション能力や発達を促す機能を有した遊具の設置を行うものである。

2 工事の概要

- (1) 工 事 名 8南財工第7号 南山城保育園複合遊具設置工事
- (2) 工事の内容 遊具設置に係る設計、遊具制作及び設置工事 一式
- (3) 工 事 場 所 村 立 南山城保育園
(京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字中谷12番地52)
- (4) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月25日まで
- (5) 工事の仕様 別紙1「発注者の要求水準書」のとおり
- (6) 提案上限額 9,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 プロポーザル方式により受注候補者を特定する理由及びプロポーザル方式の方法

受注候補者の特定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から幅広い提案を募集し、工事の目的を達成するために必要な専門性、技術力及び企画力を有し、優れた提案を行う事業者を特定することが可能であるプロポーザル方式を採用する。

また、多くの参加者から提案を受け、よりよい事業者を特定するため、プロポーザル方式の方法は公募型とする。

なお、応募者が1者である場合も有効とする。

4 参加資格

本工事に係るプロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 本公募開始日において、令和7・8年度南山城村入札参加資格者名簿に登載されている者で、とび・土工工事業の許可を有する者とする。
搭載がなく参加を希望する場合は、本工事に限り搭載の受け付けを行うため、参加表明書提出期限前までに以下の窓口で連絡をし、指示に従い手続きを行うこと。
案内窓口：南山城村財産施設課 電話番号 0743-93-0560
受付時間：午前8:45～11:45 午後1:00～5:00までとする。
(土・日・祝日は閉庁日のため、受け付けないものとする)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本公募開始日から企画提案書の提出期限までに、国及び地方公共団体から指名停止若しくは指名保留を受けていないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本公募開始日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた

者を除く。)でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 本公募開始日において法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

5 日程

項 目	日 程
(1) 募集要項の公表	令和8年 8月21日(金)
(2) 質問受付	令和8年 8月21日(金) から 令和8年 9月 2日(水) まで
(3) 質問回答期限	令和8年 9月 4日(金)
(4) 参加表明書提出期限	令和8年 9月 8日(火)
(5) 参加資格審査結果通知	令和8年 9月14日(月)
(6) 技術提案書等提出期限	令和8年10月 1日(木)
(7) プレゼンテーション審査	令和8年10月 8日(木) 予定
(8) 審査結果通知	令和8年10月15日(木) 予定
(9) 契約締結	令和8年10月 後半 予定

※ただし、各実施日について、事務上の都合により変更できるものとする。

6 質問書の受付及び回答

(1) 質疑

①受付期間

令和8年8月21日(金) から令和8年9月2日(水) まで

②受付方法

質問書(様式第3号)に質問事項を記載の上、FAXにより送信すること。

ただし、応募状況等、公正な審査選考を妨げる内容は受け付けない。

南山城村財産施設課

FAX番号 0743-93-0596

※受信確認のため、送信後に必ず電話連絡を行うこと。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、全てを取りまとめた上で一括して令和8年9月4日(金)までに南山城村ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は本募集要項及び要求水準書の追加又は修正とみなす。

7 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年9月8日(火) 午後5時(必着)

(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

(2) 提出場所

〒619-1411 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保8
南山城村財産施設課

- (3) 提出方法
持参又は郵送
- (4) 提出書類
- ①プロポーザル参加表明書（様式第1号）
 - ②会社概要（様式任意、パンフレット等でも可）
 - ③建設業許可証（写し）
 - ④納税証明書
- (5) 提出部数
2部
- (6) 参加資格審査結果の通知
参加資格確認終了後、令和8年9月14日（月）までに参加申込書記載の電子メールアドレス宛に送付する。

8 技術提案書の提出

- (1) 提出期限
令和8年10月1日（木）午後5時（必着）
（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで）
- (2) 提出場所
〒619-1411 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保8
南山城村財産施設課
- (3) 提出方法
持参又は郵送
- (4) 提出書類
- ①技術提案書（様式第2号）
 - ②提案目的物の概要図
 - ・完成予想イラスト
誇大な表現を避け、より現実に近い表現とすること。
 - ・提案目的物のコンセプト
目的物のコンセプトを記述すること。
 - ・A3片面印刷とし、A4サイズに製本して提出すること。
 - ③製品の概略寸法、材質が判る三面図（平面、立面、側面図）
 - ・三面図は、遊具の高さ等の規格を提案目的物全てについて明示すること。
 - ・図面はA3判片面印刷とし、A4サイズに製本して提出すること。
 - ④工事費内訳書（様式任意）※別紙内訳書を参照すること。
 - ・工事費及び内訳が判る程度とする。
 - ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、工事費には消費税額を加算すること。
 - ・材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費又は建設業退転金共済掛金を記載すること。
 - ・材料費、労務費、その他必要経費の内訳を明記すること。
 - ・工事価格（税抜）については千円止とする。
 - ⑤計画工程表（様式任意）
 - ・設計～製造～施工を記載すること。

- ・図面はA3判片面印刷とし、A4サイズに製本して提出すること。
- (5) 提出部数
8部（正本1部・副本7部）、電子データ
- (6) 提案にあたっての留意事項
 - ①提出後における提案書の差替え、追加等は不可とする。
 - ②提出された書類は返却しない。
 - ③提出された書類は公表する場合がある。ただし、村と提案者との協議において、公表されることにより提案者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとする。
 - ④提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、村は本業務の範囲において公表する場合、その他村が必要と認める場合、提案書が無償で使用できるものとする。また提案書に含まれる第三者の著作物について公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくこととする。
 - ⑤使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 選定方法

プロポーザル選定委員会において、参加資格確認を行う。

参加資格確認通知を受けた者の中から、技術提案書等の各種書類及びプレゼンテーションにより評価する。

評価方法は、次の選定基準に基づき評価する。

なお、プレゼンテーション審査の実施日や時間等の詳細は、後日提案者に通知する。

(1) 選定基準

審査は、別紙1「発注者の要求水準書」に則った内容であるかの確認後、別紙2「提案書評価基準」に基づいて評価し、採点するものとする。

(2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

評価点数が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

次に点数が高い提案者を次点交渉権者として選定する。

同点の場合は、A評価が多い提案者を優先交渉権者として選定する。

A評価が同数の場合、他評価の高いものが多い提案者を優先交渉権者として選定する。※すべて同点の場合は抽選とする。

なお、提案者が1者の場合は、評価点数が105点（160点満点中）を超える者を優先交渉権者として選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対し、書面で通知するとともに、優先交渉権者及び次点交渉権者を南山城村ホームページにて公表する。

なお、選定結果に対する異議申し立ては認めない。

10 契約

- (1) 優先交渉権者との協議が整い次第、速やかに工事請負契約を締結する。なお、提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、協議に基づき変更をすることがある。
- (2) 優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者を新たな優先交渉権者とする。

1 1 その他

(1) 以下の事項に該当する場合は、失格とする。

- ①本プロポーザルの期間中に「4. 参加資格」に規定する参加資格を失った場合
- ②「2-(6) 提案上限額」に規定する提案上限額を超える見積書を提出した場合
- ③提出した書類等に虚偽の内容が記載されていると判断した場合
- ④著しく信義に反する行為を起こした場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥その他選定委員会が不適格と認めた場合

(2) 全般的な留意事項

- ①本プロポーザルに関する経費は、全て提案者の負担とする。
- ②選定のため必要と認める場合に限り、追加書類の提出を求める場合がある。
- ③本プロポーザルに参加する者は、優先交渉権者の選定後において、本募集要項及び要求水準書、募集関係書類の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- ④提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止等の措置を行うことがある。

(3) 問合せ先

〒619-1411 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保8

南山城村財産施設課

電 話 番 号 0 7 4 3 - 9 3 - 0 5 6 0

F A X 番号 0 7 4 3 - 9 3 - 0 5 9 6

E - m a i l d_zaisan@vill.minamiyamashiro.lg.jp